

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 農用地利用集積計画に定めた法律関係の失効

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

(5) 所有権の移転の登記

この農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（以下「乙」という。）の請求により、町の嘱託により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

(6) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して定める。

(7) 法律関係の解除

甲又は乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないとき又は、所有権の移転後引渡しまでの間に災害等の不可抗力のため当該土地が滅失若しくは著しくその価値を減少したときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

(8) 所有権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) 形質等の変更の禁止

甲は、所有権の移転後引渡しまでの間は当該土地の形質等の変更をしてはならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び農業委員会が協議して定める。

3. 所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農作業従事日数	日							
所有権の移転を受ける土地の面積 (A) m ²	所有権の移転を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	所有権の移転を受ける者の主たる経営作目 (C)	所有権の移転を受ける者の世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			所有権の移転を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)		所有権の移転を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)		あっせん譲受等候補者名簿		所有権の移転を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の明細
			世帯員（構成員）	農業従事者（うち15歳以上60歳未満の者）	雇用労働力（年間延日数）	種 類	数 量	種 類	数 量	登 録 番 号	登 録 年 月 日	
農 地	農 地		男	人	農業専従者	人	人日			トラック		
採草放牧地					主として農業に従事する者	人				トラクター		
その他	採草放牧地		女	人	農業補助者	人				田植機		
					従として農業に従事する者	人				コンバイン		
										ハーベスター		
										バインダー		
										乾燥機		